

## 令和5年度東京農工大学かがやく博士人材奨励奨学金奨学生募集要項

東京農工大学は、「科学を基盤に人の価値を知的に社会的に最大に高める世界第一線の研究大学」を目指しています。

皆さんには、修了後は「かがやく博士人材」として地球で活躍していただきたく、そのために本奨学金を活用して自らを磨いていただきたいと思います。

※申請前に学長からのメッセージ（[https://youtu.be/\\_AkgDIAJR2M](https://youtu.be/_AkgDIAJR2M)）を必ずご覧ください。

### （奨学金の対象者）

奨学金の対象者は、令和5年4月の時点において、本学に在学する博士後期課程学生（一貫制博士後期課程は3年次以上に在学している者、農学府共同獣医学専攻は2～4年次学生）で、「かがやく博士人材」となる強い意志のある者とします。

なお、次のいずれかに該当する者は、対象外になります。

- (1) 国費外国人留学生
- (2) 外国政府派遣留学生
- (3) 日本学術振興会特別研究員として採用されている者※
- (4) 同一学年にとどまっている者及び在籍期間が最短修業年限を超えた者
- (5) 本奨学金を2度受領したことがある者
- (6) その他、重複受給ができない他の奨学金等を受給している者

※日本学術振興会特別研究員申請中の者についても申請は可能ですが、特別研究員に採用された場合は奨学生としての決定は取り消しとなります。

### （奨学生数）

約20名

### （奨学生の期間）

令和5年4月1日から令和6年3月31日若しくは修了又は満期退学する日のいずれか早い日

### （奨学金の給付内容）

奨学金の給付額は、50万円です。

また、令和5年度の前期及び後期の授業料を全額免除します。ただし、通常の授業料免除との重複はありません。なお、9月に修了又は満期退学する者は前期のみ授業料免除になります。

### （奨学金の申請）

奨学金の給付を希望する者は、別に定める奨学金の申込書（別紙様式1）、GPA計算書及び添付資料を令和4年11月30日（水）17:00までに学務部学務課学生支援係へ提出してください。

### （奨学生の決定）

学長はじめ役員などによる書面審査での一次選抜及び面接での二次審査によって決定します。

### （活動報告書の提出）

奨学金の給付を受けた者は、令和6年4月末日までに、別紙様式2の活動報告書を提出しなければなりません。

(奨学生の決定の取り消し)

次の各号のいずれかに該当した場合は、奨学生の決定が取り消されます。

- (1) 本学の学生の身分を失ったとき。
- (2) 日本学術振興会特別研究員として採用されたとき。
- (3) 東京農工大学学則の規定により懲戒処分を受けたとき。
- (4) その他、奨学生として不適格であると認められるとき。

(奨学金の返還)

前項によって奨学生の決定が取り消された場合、重複受給ができない他の奨学金等を受給することになった場合、または、期日までに活動報告書を提出しない場合はすでに支払われた奨学金の返還を求められる場合があります。

授業料免除分の返還については、東京農工大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程第8条第2項に準じます。

(参考)

東京農工大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程(抜粋)

第8条 授業料の免除の許可を受けた者で、許可の決定後、免除の事由が消滅したと認められるに至った場合は、教育・学生生活委員会の議を経て、学長がその許可を取り消す。

2 前項の規定により許可の取り消しを受けた者は、免除を受けた期の授業料の額を当該期の月数で除して得た額に、取り消しの日の属する月からその期の終りまでの月数を乗じて得た額を、取り消しの日の属する月の末日までに納付しなければならない。

以上